

## 国民年金の保険料が 四月から改定されます

国民年金の保険料が、今月から月額七、七〇〇円になります。

前納される人は、役場の年金係へ申し込んでください。

付加保険料（高額年金を受けるための保険料）は、月額四〇〇円で変わりません。

国民年金の支払財源は、みなさんの納める保険料と国民年金の負担などにより賄われています。

国民年金制度を健全に運営していくための保険料の改定でありますので、加入者の皆さんご理解をお願いいたします。

なお、保険料を前納すると年五分五厘の割引があるうえ、月々納める手数がはぶけ、納め忘れもなくなり便利です。留守がちな人、収入が一定の時期に片寄る人などは、ぜひこの前納制度を利用してください。

六十三年四月から一年分前納した場合の保険料は次の表

### 63年4月から1年分の納付額比較

納付区分	毎月納付した場合(A)	前納した場合(B)	割引額(A)-(B)
定額保険料	7,700円×12月 =92,400円	90,170円	2,230円
定額保険料 + 付加保険料	8,100円×12月 =97,200円	94,850円	2,350円

一、受験資格	昭和三十五年八月二日から昭和四十一年四月一日までに生れた男子・大学(短大を除く)を卒業した者又は採用までに卒業見込みの者
二、受付期間	四月四日から五月二日
三、一次試験日及び場所	五月十五日 新潟市 県庁
四、採用予定人員及び採用予定期限	二十五人程度 六十三年八月一日 詳細については、警察署、派出所又は駐在所へお問合せください。

停電のお知らせ	12日(火)・26日(火)
4月19日 13時から15時30分まで 大谷内・小高・大形の一部・田中 5月9日 13時から15時30分まで 中新田の一部・西倉	*決められた事項を守り通行の妨げにならないようお願いします。 ※今年度から年間通して危険物の収集を行います。

人口 6,519人	昭和63年4月1日現在
男 3,192人	
女 3,327人	
世帯数 1,502人	

### 警察官(大卒)募集

田麦山支所の業務体制と執務時間が次のように変ります。

ある方は、本庁(町民課)に御連絡下さい。

(町民課)

# 広報 かわぐち

No. 174  
昭和63年 4月

発行 新潟県川口町長 青柳 弘  
編集 川口町役場総務課  
(〒949-75 0258(089-3111))

## 卒業

新しい人生の門出

3月14日 川口中学校卒業式



63年度予算 ..... 2~5  
町議会3月定例会 ..... 6~7  
克雪住宅資金貸付制度 ..... 8  
消防庁長官から表彰 ..... 9

人事異動 ..... 10  
小・中学校卒業式 ..... 11  
ガス供給条例の改正 ..... 12  
春の交通安全運動 ..... 13

# 63 年度

## 総額 30億



▲ 次の世代のための基礎づくりに向けて

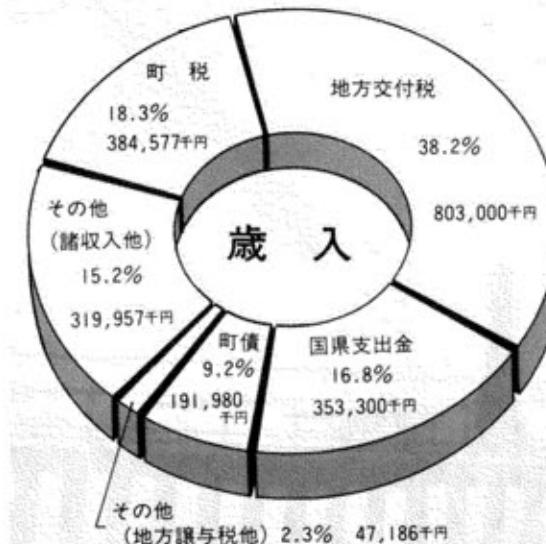
- 1 町の活性化**
- (1) 観光レクリエーション地  
区施設整備事業（家族旅行  
村の建設）
  - オートキャンプ場（六十  
三年度オープン）
  - ピクニック緑地
- 2 地域バイタリティ育成事  
業**
- (2) 地域バイタリティ育成事  
業
  - ファミリーゴルフ場（六  
十三年度オープン）
  - 駐車場
  - 遊歩道併設の「ローラー<sup>スケート</sup>トロード」
  - リゾート構想
- 3 生活環境の整備**
- (1) 新規事業
  - 国道一一七号防雪事業
  - 県道認定（二路線）
  - 成事業
  - 木沢地区なだれ防止林造  
和線改良
  - 主要地方道小千谷川口大  
都市周辺河川緊急整備事  
業
  - 松沢川通常砂防事業
  - 新木沢トンネル
  - 地すべり防止対策
  - 県道改良
  - 通常砂防事業
  - 創設（新規）
  - 克雪タウン基本計画の策  
定（新規・国庫補助事業）
  - 克雪住宅資金貸付制度の  
創設（新規）
  - 防雪対策（中山野田線消  
雪パイプ敷設）
- 4 定住構想条件整備の  
着実な前進に向けて**
- （豊かさを創造する条件整備）
- 保等が促進されるなど、新しい町作りに向けての大  
事です。

うるおいのある環境の整備

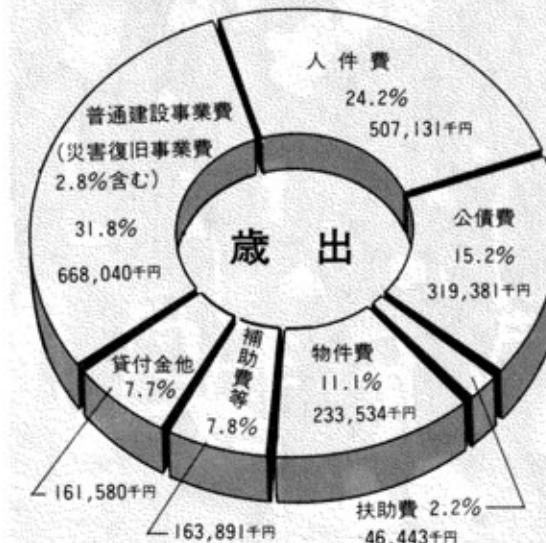
定住構想条件整備の  
着実な前進に向けて

# 予 算

## 8,600万円



一般会計 21億円



### 会計別予算額

○ 一般会計	21億円
○ 特別会計	7億7,940万円
● 国民健康保険	3億 200万円
● 老人保健	3億 940万円
● 簡易水道	1億6,800万円
○ ガス事業会計	2億 700万円
総計	30億8,640万円

昭和六十三年度予算は三月  
十一日、町議会三月定例会に  
おいて原案どおり可決されま  
した。

予算総額は、三十億八千六  
百四十万円で、前年度当初予算  
より4%増。住民ニーズを見  
きめながら、各分野にわた  
りきめ細かく配慮したものに  
なっていますが、その中で農  
業経営の強化を図る農業基盤  
の整備や生活基盤である道路  
の改良、雪に強い町づくりを  
目指した克雪関連事業及び町  
の活性化を図るための観光レ  
クリエーション地区整備事業  
など、活力のある地域づくり  
を力強く進める「積極型予算」  
となっています。

合理的な町村経営に徹し、  
健全財政を堅持しながら、ま  
た、後世に負担を残さない、  
計画性のある財政運営を基本  
に六十三年度は限られた財源  
を最大限に活用し、活力があ  
り安全快適で豊かな郷土の建  
設に必要な「社会資本の整備」  
を積極的に進めるとともに次  
の重点施策を設定して編成さ  
れました。次にその重点施策  
に基づく六十三年度主要事業  
について紹介します。

# 限られた財源を最大限に活用

## 社会資本の整備を積極的に促進

- 1 心ふれあうコミュニティ  
の形成
- 2 豊かさを創造する条件整  
備の促進
- 3 教育施設整備と文化・ス  
ポーツの向上
- 4 商工業の振興
- 5 農村環境の整備と農業の  
振興
- 6 國・県及び町の公共事業  
とリゾート構想の取り組  
み
- 7 (1) 滞在型家族旅行村の拡充  
(2) 国・県及び町の公共事業  
の振興
- 8 (1) 福祉の充実  
(2) 健康の増進と居住環境の  
保全
- 9 (1) スポーツ・レクリエーシ  
ョンの振興
- 10 (1) 学校教育施設整備の促進  
(2) 教養文化の向上
- 11 (1) 福祉の充実  
(2) 健康の増進と居住環境の  
保全
- 12 (1) 福祉の充実  
(2) 健康の増進と居住環境の  
保全



# 町議会三月定例会

## 原案通り可決

### 条例・予算他 三十一議案

広報かわぐち 63. 4. 1 (6)



▲ 3月1日、開会された町議会3月定例会で所信表明を行う青柳町長

十一件)、町道路線の認定一件、

又、この日、提出された昭和六十二年度補正予算、条例一

期で開かれていた町議会三月定例会は、最終日の十一日、

本会議を開き、各委員会に付託された議案の審査報告を行

い、昭和六十三年度一般会計予算及び特別会計予算、条例十三件(制定二件、一部改正

件(全部改正)について原案が原案通り可決されました。

◎議案第三号

川口町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につ

いて

職員の水道業務手当を廃止するものです。

新たに公共施設整備基金を設置するものです。

◎議案第四号

川口町公共施設整備基金条例の制定について

後年度の財政需要にそなえ新たに公共施設整備基金を設置するものです。

◎議案第五号

川口町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正につ

て

地方税法の改正により、延滞金の確定金額の切り捨てを行なう額を、五百円未満から一千円未満に引き上げるもので

◎議案第六号

川口町水道条例の一部改正

新たに町道牛ヶ首三号線(牛ヶ窪地内)を認定したも

のです。

◎議案第七号

町道路線の認定について

新たに町道牛ヶ首三号線(牛ヶ窪地内)を認定したも

のです。

◎議案第十八号

昭和六十三年度川口町一般会計予算について

辺地地域の公共的施設整備を促進し、振興を図るため制定されたもので、計画期間は六十三年度から五カ年。

◎議案第二十三号

町営土地改良事業の施行について

土地改良事業を町営で行なためのもので、前島及び下タ島用水路、八郎場排水路改良工事が施行されます。

◎議案第二十四号

魚沼地区精神薄弱児収容施設組合規約の変更について

児童福祉法の一部改正により、同組合の名称を変更するもので、「魚沼地区障害福祉組合規約」に改正されます。

◎議案第二十五号

新潟県町村人事事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

観光レクリエーション活動の場「家族旅行村」の設置及び管理についての条例を制定したもので、川口町道路占用料徴収条例の一部改正について

◎議案第十五号

・オートキャンプ場  
・ピクニック広場

・ファミリーゴルフ場

川口町道路占用料徴収条例の一部改正について

◎議案第二十二号

(昭和六十三年度予算について下さる。)

川口町辺地総合整備計画の

◎議案第二十七号

川口町高齢者住宅整備資金貸付条例の一部改正について

四月から貸付限度額が、百四十六万円から二百二万円に使用料(工事等の一時的使用)が、四百円(一m<sup>2</sup>)になります。

◎議案第九号

川口町高齢者住宅整備資金貸付条例の一部改正について

四月から貸付限度額が、百四十六万円から二百二万円に

引き上げられます。

火葬場の使用料が四月から次のように改正されます。

・死産一体 五千五百円  
・小人(十二歳未満) 一体 七千五百円  
・大人(十二歳以上) 一万円

川口町火葬場設置及び管理条例の一部改正について

川口町国民健康保険条例の一部改正について

地方税法の改正により、超短期譲渡所得(二年内)についても賦課する規定等を定

・川口町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

川口町企業職員の特殊勤務手当を廃止したもので、川口町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正について

供給量の増加により、一日最大供給量を、九千七百キロカロリー、六千立方米に改正したもので、川口町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正について

川口町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

川口町企業職員の特殊勤務手当を廃止したもので、川口町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正について

火葬場の使用料が四月から次のように改正されます。

・死産一体 五千五百円  
・小人(十二歳未満) 一体 七千五百円  
・大人(十二歳以上) 一万円

川口町火葬場設置及び管理条例の一部改正について

川口町国民健康保険条例の一部改正について

地方税法の改正により、超短期譲渡所得(二年内)についても賦課する規定等を定

・川口町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

川口町企業職員の特殊勤務手当を廃止したもので、川口町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正について

供給量の増加により、一日最大供給量を、九千七百キロカロリー、六千立方米に改正したもので、川口町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正について

川口町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

川口町企業職員の特殊勤務手当を廃止したもので、川口町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正について

火葬場の使用料が四月から次のように改正されます。

・死産一体 五千五百円  
・小人(十二歳未満) 一体 七千五百円  
・大人(十二歳以上) 一万円

川口町火葬場設置及び管理条例の一部改正について

川口町国民健康保険条例の一部改正について

地方税法の改正により、超短期譲渡所得(二年内)についても賦課する規定等を定

・川口町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

川口町企業職員の特殊勤務手当を廃止したもので、川口町ガス事業の設置等に関する条例の一部改正について

火葬場の使用料が四月から次のように改正されます。

・死産一体 五千五百円  
・小人(十二歳未満) 一体 七千五百円  
・大人(十二歳以上) 一万円

川口町火葬場設置及び管理条例の一部改正について

川口町国民健康保険条例の一部改正について

(9) 広報かわぐち 63. 4. 1

# 克雪住宅（融雪・落雪・耐雪方式）新築改良に融資及び利子補給（補助）

克雪住宅資金貸付金制度創設 今年度からスタート

四月一日から融資の受付を行います。  
ご利用下さい

町は、克雪住宅の普及を促進し、明るく住みよい克雪都市の建設を図るために「克雪住宅資金貸付制度」を創設し、今年度から克雪住宅の新築又



▲屋根の雪下しも大変な作業です。  
労力の負担軽減等に克雪住宅の促進を図ります。

は改良を行う人に、その建築資金の一部を融資（及び利子補給）します。

今年度分の融資受付を、四月一日から開始しますので、ご利用の方は申し込みください。

「克雪住宅資金貸付制度」は、効果的な屋根雪処理に役立つ融雪式、落雪式、耐雪式による克雪住宅を対象に、年四%の低利の融資と年一%の利子補給（補助）を行う町独自の制度で、内容は次のとおりです。

◎貸付対象者 次の要件のいずれにも該当する人です。

・町内に克雪住宅を建築又是改良する人

・町内に住所を有する人及び

・町内に克雪住宅を建築又是改良する人

◎貸付額 貸付額は、貸付対象工事費の80%以内とし、50万円以上200万円以内の範囲で貸付します。（貸付額は10万円単位）及び3%を超える利率について、利子補給を五

年間行います。元利均等毎月償還、保証人及び担保、弁済能力のある確実な連帯保証人（原則として町内居住者）一人以上。必要により担保をつけていただく場合もあります。

◎申込み方法 申込みをする人は、克雪住宅資金貸付適格証交付申請書を土木課に提出してください。

◎資金の貸付け この申請書に基づき、審査を行い、貸付を決定し、適格証を交付します。

◎資金の貸付け 資金の貸付けは、適格証の交付を受けた人について、町の指定金融機関（新潟相

互銀行川口支店）が行いま

す。

◎申込みの開始 4月1日（金）から行います。

◎資金の貸付け 資金の貸付けは、適格証の交付を受けた人について、町の指定金融機関（新潟相互銀行川口支店）が行います。

◎申込み方法 申込みをする人は、克雪住宅資金貸付適格証交付申請書を土木課に提出してください。

◎資金の貸付け この申請書に基づき、審査を行い、貸付を決定し、適格証を交付します。

◎資金の貸付け 資金の貸付けは、適格証の交付を受けた人について、町の指定金融機関（新潟相互銀行川口支店）が行います。

## 消防庁長官から表彰 永年勤続功労章を受賞

消防団長

広井 福一さん（相川二）



喜びの広井福一さん  
表彰式は3月9日、東京都日本武道館で行われました。

毎年、消防に功績、功労のあつた人を讃える消防庁長官表彰が三月九日、東京都日本武道館で行われ、当町から、

◆星野光子さん（木沢53歳）  
日頃、保健衛生活動に貢献されている方に郡保健衛生委員として、五年間行いました。

## 保健衛生実践活動者を表彰

お二人とも五十年四月から

町保健衛生推進員とし、五年間行いました。

委員として活躍され、今回そ

の貢献が認められたもの。

## 愛の献血に御協力ください

●とき 4月25日（月）  
午前10時～午後3時

●ところ 総合福祉センター

### ご存じですか 成分献血

成分献血—昨年4月から始まった新しい献血方法ですが、まだご存じない方も多いのではないでしょうか。成分献血には、血液中の液体成分である血漿のみを採取する「血漿成分献血」と、血小板だけを採取する「血小板成分献血」の2つがあります。これらの献血方法は赤血球などの成分を献血者本人に返還しますので、献血者にとって負担の少ない方法といわれています。

## 愛の献血に協力 六名が銀色有功章を受賞

銀色有功章受賞者

おります。

（献血三十回～四十九回まで）

この度、当町から次の六名の方が表彰され、献血三十回以上の功労により、銀色有功章を受賞しました。

なお、表彰は、十回以上献血された方に対して行われて

おりません。

・河上ゆみ子 川口一

・大瀬 昇 前原

・広井 伸昭 相川一

・関 久一 川口一

・高橋 義法 川口二

・内山 敦夫 大谷内



融雪式  
(地下水の開放利用)  
(を伴うものは除く)

落雪式

耐雪式  
(アーチ型に類する  
ものは除く)

平年雪に対して屋根の上で融雪できる家屋及び設備を有する家屋。

次の要件に全て該当する家屋  
・地盤面より床高1.5m以上の高床部分を有すること。  
・屋根勾配が概ね25度以上で金属板等を使用したものであること。  
ただし、特に滑雪能力がある材料を使用する場合はこの限りでない。  
・隣地に影響を及ぼさないものであること  
(道路、河川に落雪しないことも含む)

3m以上の積雪荷重にも安全であることが構造計算で確認できる建物

詳しいについては土木課にお問い合わせ下さい。

TEL (89) 3111

社会福祉士および介護福祉士法  
お年寄りや障害者などの福祉に関する相談援助を行う、「社会福祉士」と、ねたきり老人や障害者などの介護を行う「介護福祉士」というふたつの資格を定めた法律で、四月から全面施行されます。

社会福祉士は、対象者との面接、相談などを通じて、その人の抱えている問題の解決に向けて最も適した助言・指導をしたり、福祉サービスを活用することによってその問題を解決することを主な仕事とします。

一方、介護福祉士は、ねたきり老人、重度障害者などが入浴、排せつ、食事などをする場合の介護をするとともにその家族に介護の助言・指導を行います。

社会福祉士及び介護福祉士の資格を取得するには、それぞれの試験に合格することが必要です。



▲58人の卒業生 拍手と祝福を受け、4月からは中学校へ 川口小学校で



▲小さな卒業式 3人の卒業生も元気よく 木沢小学校で

### 町内小学校の卒業生

区分	男	女	計
泉州小	13	13	26
川口小	29	29	58
田麦山小	11	12	23
木沢小	2	1	3
合 計	55	55	110



### 川口中学校卒業式

新しい門出  
卒業おめでとう

川口中学校の卒業式が三月

十四日行われた。

「卒業生入場」……温かい

拍手で迎えられた九十一人

(男子四十五人、女子四十六

人)の卒業生は、少し緊張気

味に、はつらつとした顔で入

場……上村校長先生から一

人ひとりに卒業証書が渡され

た。卒業生に対して校長先生

は「三年生としてリーダーシ

ップを発揮した一年間、充実

した一年間であったと思う。

特に学年間、男女間の信頼と

大成功を収めた文化祭を高く

評価します」と讃え、「自分の

人生は新たなることへの連續

の挑戦である」とはなむけの言

葉を送った。統いて来賓祝辞

が行われ、青柳町長は「皆さ

んの人生は、明日からの青春

にかける努力の成果によつ

て、新しい人生に挑戦して下

さい」と激励した。



▶「おめでとう。一人ひとりに卒業証書を手渡す 上村校長

先生 3/14 川口中学校で

卒業生は、それぞれ心にかみしめ、数々の思い出を残しました。明日から始まる新しい人生に向って校舎を後にした

退職された職員の方

西川口保育所長 関 南美恵子

教育委員会 星野 征臣

福祉課主任 桜井 正子

町民課主任 関 洋子

退職されました。長い間ご苦労様でした。今後の活躍を期待します。

三名の方が惜しまれながら

退職されました。長い間ご苦

労様でした。今後の活躍を期

待します。

### 町職員の異動

区 分	転 出 者	転 入 者
学校名	職名 氏名 転出校	職名 氏名 旧任校
泉州小学校	校長 佐藤 正 退職	校長 吉村 慶次 川西・白倉小
	教頭 阿部 金一 退職	教頭 横山 泰也 守門・上条小
川口小学校	校長 峰村 辰典 退職	校長 森山 正 津南・芦ヶ崎小
	教諭 河合 靖久 見附・葛巻小	教諭 品川 洋 見附・葛巻小
田麦山小学校	〃 川池 雅樹 東湯之谷小	〃 伊佐 貢一 塩沢・石打小
	〃 金子 由美子 豊栄・横井小	〃 丸山 智子 燕・小中川小
木沢小学校	〃 桜井 明 長岡・新町小	教諭 阿部 佳徳 小千谷小
	〃 土田 厚子 長岡・上川西小	〃 相沢 薫 小千谷・南小
川口中学校	校長 上村 正弘 六日町中	校長 小杉 新三 十日町・吉田中
	教諭 小岩 美津子 長岡・東北中	教諭 矢島 加奈子 十日町・吉田中
		〃 森山 佳代子 湯之谷中
		〃 棚橋 美和子 新採用

# 人事異動

三月二十五日、町職員の人事異動が四月一日付で発令されました。(係長級以上)



# 交通ルールを確認し マナーを守ろう

春の全国交通安全運動：4月6日～15日

## 新入学児童・園児を持つお母さんへ

最近はお年寄りが交通事故に遭うケースが急増しています。大丈夫と思っていても、体が思うように動かなくなってしまうのです。ドライバーの方は、

暖かな陽気に誘われて、春は外出する機会が多くなるものです。しかし現代は「クルマ社会」一步外へ出たならば、わたしたちは常に交通事故の危険にさらされているといつても過言ではありません。

とにかく四月は、新入学・新入園の季節もあり、歩き慣れない道を通つて学校や幼稚園に通

う子供たちの交通事故が心配されます。このため、今年も四月六日から十五日までの十日間、「春の全国交通安全運動」が行われます。子供と、最近とくに多くなつているお年寄りの交通事故を防止するために、皆さんで交通ルールを確認し、交通マナーを高めていきたいものです。

## ●春は行楽のシーズン● クルマ社会を上手に生きよう

まだ、交差点や横断歩道の渡り方、信号の正しい見方なども実際に通学(園)路を歩き、交通量が多い所や見通しの悪い所を調べ、気をつけなければいけない点をあさんに話してあげましょう。

お年寄りを見かけたら細心の注意を払い、思いやりのある運転を心がけてください。また、お年寄りも無理な横断などをしないよう、お互いが気をつけるよ

うにしましょう。

怖いのは  
「消えたはず」



火の用心  
七つのポイント  
家庭で 地域ぐるみで

「消えたかな! 気になるあの火もう一度」を統一テーマに「春の火災予防運動」が県下一斉に実施されます。

春先は、空気が非常に乾燥し、火災が発生しやすく、いったん火災になると、大火になれる危険があります。

火災による悲惨な焼死事故や貴重な財産を守るために、特に次の「火の用心七つのポイント」を家庭で、地域において協力をお願いします。

- ★ 天ぶらを揚げるときは、たき火をしない。
- ★ 風の強いときは、たき火をしない。
- ★ 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ★ 子供は、マツチやライターで遊ばせない。
- ★ 天ぶらを揚げるときは、その場をはなれない。
- ★ 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ★ ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

春の火災予防運動  
4月1日～4月7日

怖いのは  
「消えたはず」

消えたかな!  
気になるあの火もう一度

火の用心  
七つのポイント  
家庭で 地域ぐるみで

★ 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。

★ 子供は、マツチやライターで遊ばせない。

★ 天ぶらを揚げるときは、たき火をしない。

★ 風の強いときは、たき火をしない。

★ 天ぶらを揚げるときは、その場をはなれない。

★ 家のまわりに燃えやすいものを置かない。

★ ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

先の議会で議決された、町ガス供給改正条例が、三月十二日公布され、東京通商産業局長の認可を受けて、この四月一日から施行されます。同条例の改正は、ガス料金引き下げを主な内容としておりますが、以下その主要な改正点について、お知らせいたします。

## 改正の主な点

一、ガス料金の引き下げ  
現行認可料金に対し平均三・九五%引下げます。(現行の暫定料金との比較では〇・〇三%の引下げとなります。)遅収料金の割増率を五%から三%に引下げます。

二、ガス料金の起算日の変更  
早収料金の期限は、従来検針日から二十日以内でありましたが、納入通知書發

行の日から二十日以内に改めます。本支管工事の町の負担額倍に現行の倍額にします。

三、工事に伴う町の負担額を倍に

四、検針日を毎月一日に変更  
ガスメーターの検針を從来毎月十日に行っていますが、四月から毎月一日に改めます。

(納入通知書の何月分とは前月中に使用した量となります。)などが主な改正点であります。が、今回改正によるガス料金の引下げは、原ガスの購入価格が今後とも引下げられることが、現在行っている暫定料金をさらに〇・〇三%引下げするものです。

二、ふるさと便の回数及び特

より決定されたものです。この他、遅収料金など、需要家の皆さんに優位になるよう改正されています。

更に、今後もガスの安定供給、保安の確保を図り、サービスの向上に努めます。

町営ガスの一層の御利用をお願いいたします。



**ふるさと便「友の会」に参加しませんか!**

町は、田舎で採れる山菜や新鮮な農産物、町の特産加工品などを都会の人たちに届けます。

「ふるさとの味」を満喫してもらおうと越後川口「ふるさと便」が今年からスタートします。

ふるさと便は、町が大きく進めている都市と農村交流事業の一環として企画され、今度から始めるもので、東京川口会、ふるさと友好都市の柏江市、練馬区や都会の皆さんを会員とした「友の会」を結成し、ふるさとをもたない都会の人たちに、四季折々のふるさとの味を届け、心ふれあう「ふるさと便」として進めます。

皆さんも、都会の親戚や知人に、ふるさとの味を届けるふるさと便「友の会」参加を勧めてみませんか。

参加希望の方は、役場総務課(TEL八九一三一一一)に申し込み下さい。

年額一万五千円

八月便 ちまき・名菓  
三月便 野沢菜漬・もち  
五月便 笹だんご・越光  
卷

二月便 地酒・みそ  
五月便 生山菜・鮎のこぶ

二月便 ふるさと便「友の会」  
年額一万五千円

八月便 ちまき・名菓  
三月便 野沢菜漬・もち  
五月便 笹だんご・越光  
卷



より決定されたもの

です。

## ガス供給条例の改正

四月一日から

## ガス料金の引下げなどが行われます



**ふるさとの味を届ける**